## 森の里二丁目建築協定へのご理解を

森の里二丁目自治会長

森の里二丁目建築協定運営委員会委員長

森の里二丁目地区まちづくり協定運営委員会委員長

厚木市による公開聴聞、認可、公告、縦覧等の行政手続きを得て、平成11年4月30日付けにて建築協定認可通知書が公布され、森の里二丁目建築協定が正式に発効、自治会役員にて構成される森の里二丁目建築協定運営委員会、森の里二丁目地区まちづくり協定運営委員会により、実際の運用が始まっております。

先ずこの事を森の里二丁目にお住まいの方全員にご理解いただきます。

この建築協定に合意した方はもちろんですが、現在何らかの事由により合意されておられない方も、この建築協定の趣旨を理解していただき、現在の緑豊かな森の里の環境を守るようお願いいたします。

1 森の里二丁目全員の方にお願い(自治会に加入されていない方も。)

厚木市が作成したパンフレットに森の里二丁目建築協定区域図を示します。自分が協定に合意加入しているかどうか確認ください。その後二丁目に転入されてきた方の中で、自分としては合意した覚えのない方も協定に合意したことになっているケースがあります。これは、前に住んでいた方が手続きをとられており、法律上自動的に引き継がれる規定によるものです。また、協定合意の手続きをしたにもかかわらず、合意したことになっていない方がおられましたら、運営委員会までお申し出ください。提出していただいた書類の関係で加入できなかったことも考えられます。理由を調査したうえで再加入の手続きをお願いしたいと思います。

2 特に森の里二丁目建築協定に合意していない方へ

現在この協定に合意しておられない方も基本的にはこの協定を尊重していただきます。合意していないからといってこの二丁目の街並み景観を壊し、安全を脅かす行為が許されるものではありません。違反行為に関しては是正をお願いすることになります。

また手続きをお願いした当時、海外赴任をしておられた方、権利関係が確定していなかった方、或いはその後二丁目に転入されてきた方等々、現在協定に合意しておられない方で合意の意思を持っておられる方は、合意書を提出していただければ随時加入いただけます。運営委員会までご連絡ください。

3 禁止規定の具体的な内容

「森の里二丁目建築協定」及び「森の里二丁目地区まちづくり協定」を参照ください。条文の解釈等に疑問がある場合は運営委員会までお問い合わせください。

また、ここでは記載しませんが、建築基準法、地区計画にも関連する規定がありますのでご留意ください。

4-1 届出が必要なケース

以下のケースは規定の条件を満たせば許可されます。必ず事前に届出をお願いします。届出の際は運営委員会所定の用紙を使ってください。

A 増改築するとき。

- B 現状の擁壁の一部を壊して駐車場を作るとき。 (車庫の増設以外は擁壁の変更が認められることはありません。)
- C 教育・文化・趣味等に関する施設開設、及び広告看板等の設置をするとき。 (例えば、習字塾・学習塾・英語塾や華道・茶道・音楽・絵画・スポーツなどの塾・教育施設、学校祭・演奏会・演舞会・その他各種発表会、等の広告看板)
- D 庭に勉強部屋(母屋とは独立したプレハブ)を新規に増築したいとき。
- E 庭に地下室を設置するとき。
- F フェンスの新設、改良工事をするとき。
- G アマ無線のアンテナを設置するとき。
- H 政治、宗教に関する看板、広告等を設置するとき。
- I 事務所等の看板、広告等を設置するとき。
- J 自宅を解体し、敷地造成・新築工事をするとき。
- K その他(不明な点があれば所定の用紙により委員会までお問い合わせください。)

## 4-2 禁止されたケース

次のような法面、擁壁の形状変更及び人工地盤の構築、現状の地盤面の変更等の行為は一切禁止されております。

- A 斜めの擁壁上に人工地盤を作り有効面積を増やす。
- B 斜めの擁壁を垂直な擁壁に変更し有効面積を増やす。
- C 現状の擁壁を前に出して(擁壁下の私有地に)有効面積を増やす。
- D 現状の地盤面を掘り下げ、或いは盛り土して増改築、駐車場を作る等の行為
- E 人工地盤を作り車庫等に利用 また、以下の建築物の用途は禁止されております。
- A 寺院、教会
- B 店舗
- C 事務所
- D 老人ホーム
- E 医院、診療所
- F 長屋、共同住宅、寄宿舎、寮
- G 保育所
- H その他上記に類する用途

## 4-3 その他のケース

- A 住宅の外壁、屋根の色彩は周囲との調和を考慮して各自ご判断ください。外壁 の再塗装の届出は必要ありません。
- B シンボルツリー、垣根、樹木等の維持管理には強制する規定がありませんが、 森の里の緑の環境を守るためにご協力ください。
- C 自動販売機の設置は全面禁止です。

なお、今般、4-1項(届出が必要なケース)において、昨今の諸事情を踏まえ一部見直しております。

以上

2018年度森の甲二丁目建築協定運営委員会役員(ただし、森の甲二丁目地区まち

## づくり運営委員会役員を兼ねる。)

委員長(自治会副会長)小澤幸雄

副委員長(自治会環境衛生部長)石綿美枝子

委員・広報(自治会広報部長)原信子

委員・総務(自治会副会長兼交通防犯防災部長)小川鉄男

委員・会計(自治会会計)飯島豊美

顧問(自治会会長)畑民男

顧問(自治会副会長兼文化部長)色摩康通

上記委員により、2018年度の運営を行います。建築協定、まちづくり協定に関するお問い合わせ及び審査の請求は、委員長又は副委員長宛にお願いいたします。